

3

貸金業法

貸金業務取扱主任者

2

a 適切である

「施行規則第10条の7第1号の『常時勤務する者』とは、営業時間内に営業所等に常時駐在する必要はないが、単に所属する営業所等が1つに決まっていることだけでは足りず、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態を必要とする。」とされる（監督指針II-2-9(2)①）。

したがって、記述aは、適切である。

b 適切でない

「貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、前項の証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とされる（貸金業法12の4Ⅱ）。そして、従業者名簿には、「従業者の氏名」、「住所」の他に、「生年月日」、「主たる職務内容」、「貸金業務取扱主任者であるか否かの別」、「貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号」、「当該営業所等の従業員となった年月日」、「当該営業所等の従業員でなくなったときは、その年月日」、「第5条の7第1項第3号の貸付けの業務に1年以上従事した者（常勤の役員又は使用人であるものに限る。）に該当するか否かの別」を記載する必要があるとされる（法12の4Ⅱ、貸金業法施行規則10の9の2Ⅰ各号）。

したがって、記述bは、適切でない。

c 適切である

「法第12条の3第3項に定める『予見し難い事由』とは、個別具体的に判断されるが、急な死亡や失踪など限定期的に解釈されるべきである。」とされる（監督指針II-2-9(2)③）。

したがって、記述cは、適切である。

d 適切でない

「法第12条の3第3項に定める『必要な措置』とは、営業所等への主任者の設置又は当該営業所等の廃止などが該当する。」とされる（監督指針II-2-9(2)④）。

したがって、記述dは、適切でない。